

安全・安心な輸入食品をお届けするために！

入 会 の ご 案 内

- ・ 入会のお勧めについて
- ・ 会員へのサービス
- ・ 入会手続き
- ・ 会費
- ・ 協会概要
- ・ 定款（抜粋）
- ・ 会員名簿
- ・ 入会申込書

公益社団法人 日本輸入食品安全推進協会(略称・食安協)

Association for the Safety of Imported Food, Japan (ASIF)

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 9-13 栗原ビル 10F

TEL 03-5695-0819

FAX 03-5695-0969

<https://www.asif.or.jp>

E-mail : asif@asif.or.jp

(令和 8 年 6 月)

関 係 各 位

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会
会 長 中 村 茂 雄

入会のお勧めについて

謹啓 時下、ますます御隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、近年の食品輸入は件数および重量ともに増加を続け、日本はカロリーベースでおよそ6割の食品を輸入に依存しています。いまや輸入食品なくして私たちの豊かな食生活は成り立たないといっても過言ではありません。

しかしながら、その安全性については残念ながら、必ずしも社会の信頼を得られていないのが実状です。このため国は毎年「輸入食品監視指導計画」を策定・公表するとともに、輸入食品事業者に「自主管理体制の構築」を強く要請しています。

当協会は、このような社会的要請に応えるために、平成4年9月に当時の厚生省のご指導のもと輸入食品を扱う有志の企業が集まって設立されました。厚生労働省をはじめ関連団体等と連携しながら、公益社団法人として事業者の自主管理体制の構築・推進を支援する取り組みを実施しています。

是非会員としてのご入会をご検討いただきたくお勧めいたします。

謹白

会員へのサービス

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会は、会員向けに以下のサービスを行っています。

1. ASIF情報の提供

関係省庁および関係団体等から輸入食品に関する情報を収集し、協会ウェブサイトに掲載する他、会員へタイムリーに情報提供(メール・FAX 送信)しています。発信回数は年により前後しますが、毎年 130 回(情報項目 250 件)程度です。

<ASIF情報例(一部抜粋)>

安全・安心な輸入食品をお届けするために

ASIF情報

Association for the Safety of Imported Food, Japan

2026年 No. 9

2026年1月23日

1. 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について 1 枚

令和8年1月22日 健生食輸発0122第1号

○マレーシア産落花生を含む食品の総アフラトキシンは検査命令となりました。

○食品(アフラトキシン)検査命令対象製造者に以下が追加されました。

- ・落花生を含む中国産食品: RONGCHENG ZHONGXING PEANUT PRODUCTS CO., LTD (別名称: RONG CHENG SANSHO FOODSTUFFS CO., LTD)
- ・落花生を含むマレーシア産食品: KOON BROTHER SDN BHD

(別添1: PDF貼付12枚) (別表4: PDF貼付3枚)

2. 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について 1 枚

令和8年1月22日 健生食輸発0122第4号

韓国政府からひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されました。

(別表15: PDF貼付113枚)

2. 会員向け勉強会・情報交換会の開催

行政担当官や専門家を招いて、最新の食品関連情報等を提供し、会員同士の情報交換を行う勉強会・情報交換会を年5回開催しています。勉強会はオンラインでライブ配信の他、一定期間の動画配信を行いますので、国内・海外どこからでもご参加いただけます。

<過去の勉強会・情報交換会テーマ例>

テーマ	講師
輸入食品監視指導計画について	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室室長補佐 松井保喜氏
輸入食品等の最近の違反事例 及びその対策	厚生労働省東京検疫所食品監視課 輸入食品相談指導室長 中村真寿美氏
検疫所の監視業務と相談業務	厚生労働省横浜検疫所食品監視課 輸入食品相談指導室長 蟹江亜希子氏
食品用器具・容器包装ポジティブリスト 制度について	厚生労働省医薬・生活衛生局 食品基準審査課課長補佐 今西 保氏
輸入食品の安全性確保対策の概要 (ゴマの残留農薬問題の解決に向けて: パラグアイの取組事例紹介)	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 梅田浩史氏 INOPAR プロジェクト JICA 専門家 滝本浩司氏
食品添加物不使用表示に関する ガイドライン案について	消費者庁食品表示企画課 課長補佐 宇野真麻氏
健康食品に関する景品表示法 及び健康増進法上の留意事項	消費者庁表示対策課 ヘルスケア表示指導室長 田中誠氏
インターネット販売における食品表示 の情報提供に関するガイドブック	消費者庁食品表示企画課 課長補佐 松尾敏行氏
海外の食品安全情報の収集と 利用について	国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部長 畝山智香子氏
食品等輸入届出における製造者等の コードについて	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室監視調整係長 鈴木康宏氏
ゲノム編集技術を利用して得られた 食品等の食品衛生法上の取扱い	厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課 新開発食品保健対策室長 今川正紀氏
改正食品衛生法の解説	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 HACCP 企画推進室専門官 岡崎隆之氏他 2 名
食物アレルギーに関連した食品回収と 誤食	認定 NPO 法人アトピッ子地球の子ネットワーク 事務局長／専務理事 赤城智美氏
輸入食品事業者のための食品表示 セミナー	公益社団法人日本輸入食品安全推進協会 事務局 天明英之

3. 協会ウェブサイトの会員専用ページ

協会ウェブサイトには会員専用ページが設けられており、以下の情報を掲載しております。

- ・平成 10 年以降の A S I F 情報やそれに関連する詳細情報
- ・平成 13 年以降に実施した会員向け勉強会・情報交換会情報【会員限定】
- ・中国食品添加物対比表【会員限定】
中国の食品添加物を当協会編著『食品添加物インデックス PLUS』の INS No.および英名と対比させ、ピンイン音順・CNS No.順で検索可能
- ・輸入食品事業者の窓
輸入食品を取り巻く最近の出来事などについての情報発信

※【会員限定】ページの閲覧は会員企業様別に設定した ID・パスワードの入力が必要です。

<ASIF 情報(一部抜粋)>

No.	日付	情報番号	送付	件 名	発信元
1	1/5	202600101	Fax	会長新年ご挨拶	(公社) 日本輸入食品安全推進協会 会長 藤江太郎
		202600102 改正案	Fax	食品表示基準及び食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)に関する意見募集について	消費者庁食品表示課
2	1/6	202600201	Fax	「食品衛生申請等システム」による健康被害の情報提供について	健生食監発0105第5号
		202600202 様式 新旧 通知	Fax	「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」の一部改正について	健生食監発0105第2号
		202600203 新旧 通知	Fax	「指定成分等含有食品に関する留意事項について」の一部改正について	健生食監発0105第3号、消食基第725号
		202600204 新旧 通知	Fax	「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」の一部改正について	健生食監発0105第4号
3	1/7	202600301 別紙	Fax	放射線照射に係る輸入時検査の強化について(一部改正)	健生食輸発0106第1号
4	1/8	202600401 別添1	Fax	食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について ・スリランカ産カカオ豆及びその加工品(カカオ豆のみを原料とするものに限る。)の総アフラトキシン(解除) ・台湾産落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン(解除) ・タンザニア産ごまの種子の総アフラトキシン(解除) ・中国産ひまわりの種子及びその加工品(ひまわりの種子を30%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン(解除) ・トルコ産ヘーゼルナッツの総アフラトキシン(解除) ・マリ産ごまの種子の総アフラトキシン(解除)	健生食輸発0107第1号
		202600402 別表第2	Fax	「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について ・スリランカ産カカオ豆及びその加工品(カカオ豆のみを原料とするものに限る。)の総アフラトキシン ・台湾産落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン ・タンザニア産ごまの種子の総アフラトキシン ・中国産ひまわりの種子及びその加工品(ひまわりの種子を30%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン ・トルコ産ヘーゼルナッツの総アフラトキシン ・マリ産ごまの種子の総アフラトキシン	健生食輸発0107第2号

4. 輸入食品衛生管理者養成講習会の受講料割引

厚生省生活衛生局長通知(当時)を受けて、平成4年度より輸入食品衛生管理者養成講習会を実施しています。一般の受講料が 83,000 円のところ、会員は 53,000 円で受講いただけます(受講料は消費税対象外)。

養成講習会は厚生労働省・消費者庁の担当官を講師に、食品衛生法・食品表示法関連事項、食品等の輸入届出方法、食品衛生法違反事例など、食品輸入事業者が必要とする知識を体系的に学べる内容になっています。

養成講習会を受講し当協会長が輸入食品衛生管理者と認定した方は、「食品等輸入届出書」にある「輸入食品衛生管理者番号欄」に登録番号を記載できます。

【講習科目】

- ・ 輸入食品衛生管理者制度
- ・ 輸入食品等の安全確保体制
- ・ 輸入食品等の現状
- ・ 食品の表示
- ・ 食品衛生法等関係法規
- ・ 輸入食品等の届出事務
- ・ 食品等の規格基準
- ・ 輸入食品等の食品衛生法違反事例
- ・ 食品等の安全確保
- ・ 理解度チェック

【会場・開催時期】

- ・ 東京会場：毎年 10 月下旬の 3 日間
東京ダイヤビル 5 号館 TDB ホール
(東京都中央区新川 1-28-23)
- ・ 大阪会場：毎年 11 月中旬の 3 日間
大阪府社会福祉会館 405 号室
(大阪府大阪市中心区谷町 7-4-15)

※会場・開催時期は変更の可能性があります。詳細は協会ウェブサイト等でご確認ください。

【受講料】

- ・ 一般 83,000 円
 - ・ 会員 53,000 円
- (資格登録・テキスト・参考図書・昼食を含む。金額は消費税対象外)

※資格取得後、最新の知識や情報を収集し業務に活用していただくため 2 年に 1 度の資格更新研修があります(受講・資格更新料 12,000 円)

入会手続き

協会への入会をご希望の方は、以下の手順でお手続きをお願いいたします。

1. 「入会申込書」(巻末参照)に必要事項をご記入の上、協会へ郵送もしくはメール添付でお送りください。
2. 協会理事会で入会の可否を審議・決定します。
3. 入会が認められた場合、「入会承認通知」と「入会承諾書」用紙を協会より郵送いたします。
4. 「入会承諾書」に必要事項をご記入の上、協会へ郵送願います。

会費

会費および納入方法は以下のとおりです。

1. 金額(消費税対象外)

正会員		
入会金	(入会時のみ)	100,000 円
会費	(年会費)	200,000 円
賛助会員		
賛助会費	(年会費)	1 口 100,000 円 (1 口以上)
2. 納入方法

以下の期間内に協会指定口座へお振込ください。

 - ・入会金は入会后 3 ヶ月以内
 - ・正会員の会費および賛助会員の賛助会費は、毎年 6 月末日(入会后 3 ヶ月以内)

※年度の途中で入退会する場合、会費は月割で計算いたします。

協会概要

1. 趣旨

輸入食品の安全性確保に対する国民の信託に応え、もって国民の健康増進に寄与することを目的に、輸入事業者の自主管理体制構築支援、人材育成、情報収集及び提供などに関連する事業を行う。

2. 概要

設 立 : 平成4年9月14日 厚生大臣より社団法人設立許可
平成23年4月1日 内閣府より公益社団法人移行認定
所在地 : 東京都中央区日本橋久松町9番13号
会員数 : 正会員70社、賛助会員1社(令和8年1月現在)

3. 事業

(1) 公益目的事業

輸入食品事業者の自主管理体制の構築・推進を支援し、もって国民の輸入食品に対する信頼性確保と保健衛生の向上及び国民の健康増進に寄与する。

- ①輸入食品衛生管理者講習会・資格更新研修会
- ②食品事業者セミナー
- ③輸入食品の情報収集と提供及び相談
- ④食品輸入の手続きの迅速化及び円滑化の推進
- ⑤食品の安全性確保に関する調査や情報交換

(2) その他の事業(相互扶助等事業)

輸入食品関連情報を収集し会員に提供するとともに、会員相互の情報交換を行う。

- ① 輸入食品関連情報を中心に ASIF 情報を作成し、会員宛に FAX・メール送信(約3～4回/週)
- ② 協会ウェブサイトの会員専用ページに輸入食品関連情報を掲載
- ③ 勉強会・情報交換会の開催(5回/年)

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会定款（抜粋）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、公益社団法人日本輸入食品安全推進協会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、社員総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、貿易の円滑化に配慮しつつ、輸入食品等の安全性を確保することの重要性に鑑み、輸入食品等の安全性に関し、自主的な管理体制の確立、人材育成、情報収集及び提供に関する事業並びに輸入手続の迅速化及び円滑化に資するための事業等を行うことにより、輸入食品等の安全性確保を図り、もって、輸入食品等に対する国民の信頼性の確保と公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）輸入食品等の安全性確保のための自主管理体制の確立に関する事業
- （2）輸入食品等の安全性確保のための人材育成に関する事業
- （3）輸入食品等の安全性についての情報収集及び提供に関する事業
- （4）食品等の輸入手続の迅速化及び円滑化の推進に関する事業
- （5）食品等の輸入についての相談に関する事業
- （6）消費者に対する輸入食品等の安全性についての相談及び広報に関する事業
- （7）輸入食品等の安全性確保に関する調査研究に関する事業
- （8）その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関

する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した食品等の輸入に係る個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功勞のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

（入会）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）

第7条 正会員は、社員総会において別に定める基準により入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める基準により賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第5条に定める会員区分によるこの法人の会員資格を喪失したとき。
- (3) 会員である個人又は団体が破産し、又は解散したとき。
- (4) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は成年被後見人若しくは被保佐人となったとき。
- (5) 2年以上会費等又は賛助会費を滞納したとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。
- (7) 除名されたとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等、賛助会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

公益社団法人 日本輸入食品安全推進協会 会員名簿 (50 音順)

【正 会 員】

アサヒビール株式会社
株式会社アジア食品安全研究センター
味の素株式会社
イオン株式会社
伊藤忠商事株式会社
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
株式会社イトーヨーカ堂
イワタニフーズ株式会社
株式会社 W O R S O
エスビー食品株式会社
株式会社エリナ
カゴメ株式会社
カルビー株式会社
川商フーズ株式会社
キッコーマン株式会社
キャンベルジャパン株式会社
株式会社 極 洋
キリンホールディングス株式会社
クラシエ株式会社
合同酒精株式会社
国分グループ本社株式会社
サントリーホールディングス株式会社
ジャパンフritoレー株式会社

株式会社 J-オイルミルズ
株式会社ジェイ・ホンダ・エー・ジェンシス
株式会社シジシー・ジャパン
シナジーワールドワイド・ジャパン合同会社
住友商事株式会社
株式会社生活品質科学研究所
株式会社セコマ
株式会社西友
双日株式会社
大東港運株式会社
株式会社デルソーレ
株式会社トロナ・ジャパン
株式会社ニチレイ
日清オイリオグループ株式会社
株式会社日清製粉グループ本社
日鉄物産株式会社
株式会社ニッポン
株式会社日本アクセス
日本コカ・コーラ株式会社
日本酒類販売株式会社
株式会社ニッスイ
日本生活協同組合連合会
日本ハム株式会社

ネスレ日本株式会社
ハインツ日本株式会社
ハウス食品グループ本社株式会社
はごろもフーズ株式会社
HARIBO Japan 株式会社
不二製油株式会社
株式会社二葉
プリマハム株式会社
ブルーベル・ジャパン株式会社
株式会社ブルボン
株式会社ハウスイ
松田産業株式会社
マルハニチロ株式会社
丸 紅 株 式 会 社
三井倉庫ロジスティクス株式会社
三井物産株式会社
三菱商事株式会社
三菱食品株式会社
株式会社明治
株式会社明治屋
株式会社ヤクルト本社
雪印メグミルク株式会社
株式会社ラクト・ジャパン

六甲バター株式会社

【賛助会員】

日本印刷株式会社

71社

(令和8年1月現在)

令和 年 月 日

公益社団法人日本輸入食品安全推進協会 殿

入 会 申 込 書

貴協会の目的に賛同し会員として入会を申し込みます。

会員分類	正会員・賛助会員（いずれかに○）	
個 人 又 は 団 体 名		
住 所	〒	
担当責任者	役 職 名	
	氏 名	
連 絡 先 担 当 者	所属部課名	
	氏 名	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	
通 信 欄		

※必要事項をご記入の上、協会へ郵送もしくはメール添付でお送りください。

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 9-13 （公社）日本輸入食品安全推進協会

E-mail:asif@asif.or.jp